年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から48年9月まで

② 昭和53年1月から同年3月まで

昭和42年8月にA市B町に転居したとき、近所の人から国民年金保険料は納付した方がよいと勧められ、すぐ同市C支所で国民年金の加入手続を行い、子供を連れて行って同支所で保険料を納付していたことを覚えており、申立期間①が未加入となっていることに納得できない。

また、申立期間②は、D市役所に行って納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間②を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。また、申立期間②の直後である昭和53年度の国民年金保険料は、昭和53年4月にD市において前納により納付されている上、A市が保管する国民年金被保険者名簿において、52年4月から同年6月までの保険料が同年7月に納付され、同年8月22日にD市に転出していることが記録されていることから、申立期間直前の同年7月から同年12月までの保険料は、転居後にD市において納付されたものと考えられ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年8月に近所の人から国民 年金の加入を勧められてA市C支所で加入手続を行い、同支所で国民年金保 険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る同市の国民年金被保険 者名簿には、資格取得年月日は 48 年 10 月 1 日、種別は任意、国民年金手帳発行年月日は同年 10 月 2 日と記載されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、同年 10 月 1 日任意取得と記載されていることから、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、任意加入者は、制度上、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することはできず、申立期間①は、国民年金の未加入期間であることから、申立人は申立期間①に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月

② 昭和62年9月

申立期間の国民年金保険料は納付書により銀行で納付した。納付書が残っていないので納付しているはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、合計で2か月と短期間である申立期間及び平成10年の6か月を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料を納付済みであるとともに、厚生年金保険から国民年金への切替えや住所変更届の手続も適切に行っていることなどから、申立人の国民年金制度に対する関心が高かったものと考えられ、申立人は、「夫は借金の返済があったため免除にしたが、私は免除にせず、納付していた。」旨述べており、オンライン記録により、申立人の夫は申立期間と同期間が免除となっていることを踏まえると、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである申立人が、それぞれ1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人に係るオンライン記録とA市の電算記録を比べると、申立期間前後の国民年金保険料の納付記録において一致していない記録が2か所あるなど、当時、行政側において、申立人の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで

② 昭和51年7月から同年9月まで

③ 昭和52年1月から同年3月まで

結婚を機に、Aに転居し、国民年金に加入して納付を続けていた。申立期間の保険料は集金人に確かに納付していた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除いて国 民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金 保険と国民年金との切替手続を適切に行っていることから、申立人の国民年 金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間前に払い出されており、申立期間は集金人に納付することが可能な期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったとしており、申立人及びその夫は、申立期間当時、自営業で生計を立てて、国民年金保険料を納付するのに十分な資力があったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年5月27日資格喪失となっているが、資格喪失届を出したことは無く、国民年金保険料は6か月分か1年分をまとめて夫が納付していた。申立期間が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和 58 年4月から 59 年3月までの期間及び同年6月の国民年金保険料の納付記録は、A村の電算記録において、当該期間の国民年金保険料が納付となっていることが確認できたため、年金事務所により、平成 22 年9月 24 日に、当該期間のうち昭和 58 年4月から 59 年3月までの期間については納付と追加記録され、同年6月の保険料については、同年5月 27 日に資格喪失した記録となっていることから記録の追加は行われず、平成 22 年 10 月6日に過誤納決定がされていることが確認でき、行政側において、申立人に係る保険料の納付記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立人に係る国民年金の住所変更等の手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているところ、年金手帳によると転勤に伴う6回の住所変更の手続は適切に行われており、申立期間を除く任意加入期間の保険料は納付済みであることから、国民年金制度に対する関心は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫の職業や生活状況に大きな変化は無く、経済的に国民年金保険料を納付できない事情は無かったとしている上、申立人の夫は、「昭和62年10月に転居届出をした際、年金手帳に喪失年月日が記入された。不思議に思ったが、転出等で忙しく確認できなかった。」

と述べており、B市の電子画像化記録において、当該資格喪失の記録が確認できないことを踏まえると、申立人の夫の主張に不自然さはうかがえず、申立期間当時、申立人の資格喪失は行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年4月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年4月まで

平成2年5月に付加年金に加入してから、全ての期間について付加保険料を納付してきたのに、申立期間だけ付加保険料の納付をやめるはずがなく、付加保険料が払われていないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、平成2年5月に付加年金に加入後、申立期間を除き、付加保険料を全て納付している。

また、申立人の妻も、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、平成9年6月に付加年金に加入し、付加保険料を全て納付していることから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて自営業を営んでいたとしており、生活状況に変化は無かったとしている上、申立人が国民年金保険料を納付していたとする婦人会の役員に聴取したところ、「一度付加年金に加入して、一時期やめる人はいなかったと思う。」と述べていることを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間についても付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、地区の婦人支部長が自宅に集金に来られていたので納付していた。申立期間が納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が昭和49年4月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は当該番号により現年度納付が可能である。

さらに、申立人と同居していた申立人の母親及び弟は、申立期間に係る国 民年金加入期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人について も申立期間の保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 648 (事案 121 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和 36 年*月に 20 歳になったときに国民年金に加入し、両親が婦人会の集金人に納付していたのに、申立期間が未納扱いとなっていることに納得できないと申し立てたところ、申立期間については記録の訂正が認められなかった。新たな証言や資料は何も無いが、申立期間については、私又は両親が婦人会の集金人に保険料を納付しているので、申立期間が国民年金保険料の納付済期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月以降に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証言や資料も無いが、20歳になったときに申立人自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人又は両親が婦人会の集金人に納付したと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 50 年 5 月までの期間、54 年 8 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から50年5月まで

② 昭和54年8月から55年3月まで

③ 昭和58年4月から60年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、母が国民年金委員に納付して おり、申立期間②及び③の国民年金保険料については、自分が市役所か銀 行で納付書に現金を添えて納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出補助簿から昭和56年1月頃払い出されたと推認され、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見られないことから、当該時点において、申立期間①は時効により納付できなかった期間であり、国民年金保険料を国民年金委員に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の保険料の納付について、申立人の母親が、 国民年金保険料を国民年金委員に納付していたと主張しているが、申立人の 母親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続や納付状況が不明で ある。

申立期間②について、申立人は、A市役所か銀行で納付書により国民年金 保険料を納付したと主張しているが、厚生年金保険から国民年金への切替手 続や納付状況について、申立人の記憶は曖昧であり、昭和56年1月28日に、 A市が申立期間②の直後の 55 年4月から同年7月までの期間及び同年 12 月から 56 年3月までの期間に係る納付書を発行しているものの、申立期間②に係る納付書が発行された形跡は見られないことなどから、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

申立期間③について、申立人は、A市役所か銀行で納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付状況についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人は納付済みとなっている申立期間③より前の期間である昭和55年4月から同年7月までの期間及び同年12月から58年3月までの期間については、領収証を全て所持しているものの、申立期間③に係る領収証は所持しておらず、昭和58年度については国民年金保険料納付組合預りカードを、59年度については国民年金保険料納入通知書兼領収証書を所持しているが、いずれにも領収印は押されていないなど、申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわ せる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私が大学在学中の平成4年4月頃に、両親が私の国民年金の加入手続を 行った。

母が私に年金手帳と一緒に渡してくれたメモによると、母が申立期間の 国民年金保険料を納付したと思われるが、申立期間が未納とされているこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が平成4年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、 母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと思われると主張しているが、 申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金 保険料を納付したとする申立人の母親は納付時期、納付方法等についての記 憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、平成6年1月頃に払い出されているものと推認される上、オンライン記録によると、平成5年度の申請免除の処理が6年3月7日に行われていることが確認できることから、申立人の両親は、申立人に係る国民年金の加入手続と申請免除の手続を6年1月頃の同時期に行ったものと推認され、両親が4年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から平成元年10月まで

申立期間当時、世帯の国民健康保険税や保育料等と一緒に国民年金保険料を私たち夫婦と義母の3人分を地区の組長に納付し、組長は部長に持って行き、部長が役場に持って行っていた。申立期間が私のみ納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 2 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料は夫婦分と義母の 3 人分を組長に納付し、元年 7 月から同年 10 月までの保険料は役場に夫婦分を持参していたと主張しているが、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳の納付記録状況は未納となっており、オンライン記録と一致するとともに、オンライン記録の納付書作成欄には、平成 3 年 6 月 14 日に過年度納付書が発行された記録があることから、当該時点では過年度に未納があったものと推認でき、申立期間の保険料は未納であったものと考えられる。

また、申立期間は45か月と長期間であるとともに、この間、夫婦分と義母の3人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする夫は、全て現年度納付しており、義母も納付日が確認できる昭和62年度からは毎月納付が確認でき納付済みと記録されているにもかかわらず、申立人についてのみ、このような長期間にわたり、毎回連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿等) は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

熊本国民年金 事案 652 (事案 65 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで

昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料は、父又は母が当時同居していた母と叔母の保険料と一緒に地区の納税組合を通じて納付していた。

母と叔母の国民年金保険料については納付済みとなっているのに、私だけが未加入とされていることに納得できない。

地区の元納税組合長の証言を得たので再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年4月に払い出されており、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料となり、納付組織が取り扱うことはできないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人が居住している地区の元納税組合長の陳情書を提出しているところ、当該陳情書によると、元組合長は、国民年金制度発足当時の同地区における国民年金への取組状況、申立人及び家族の国民年金保険料及び諸税の納付実績等から申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと信じて疑い無い旨証言している。

しかしながら、元納税組合長は申立期間当時の納税組合長ではなく、その証言は、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す具体的な関連資料や周辺事情などの根拠に基づくものではないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと推認することが困難な上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年2月まで 申立期間の国民年金保険料は、A県B市役所で私自身が間違いなく納付 した。国民年金は、国民の義務と親より教育を受けている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、昭和63年1月中旬頃送付されてきた納付書を持参し、同市役所で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、平成3年4月以降にA県C市役所で払い出されたものと推認でき、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した3年2月22日に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関係 資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかが わせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 7 月から 14 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から14年1月まで

平成14年8月上旬にA市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その際、前住所地から転送されてきた納付書により、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年8月にA市へ住所変更した際に、A市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その際、前住所地(B県C町)から転送されてきた納付書により、国民年金保険料を同市役所の窓口で納付していたと主張しているが、年金事務所は、平成14年4月以降は国民年金収納事務を社会保険事務所(当時)において一元的に行っているとしており、申立期間の保険料について市役所の窓口で納付することはできず、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年12月まで

昭和38年5月に退職した数日後、国民年金の集金人が自宅に来て、強制的に国民年金保険料を納付させられたと母から聞いている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、昭和40年4月頃に払い出されたと推認される上、A市の被保険者名簿によると、41年10月に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、41年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を、申立期間直後の40年1月から同年3月までの期間の保険料に充当していることが確認できることから、41年10月の時点で、申立期間直後の40年1月から同年3月までの期間は未納となっていたことがうかがえる。

また、申立人は、退職後、申立人の母親が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿等)は無く、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を 納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国 民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月までの期間、63 年 7 月から平成元年 8 月までの期間、2年 2 月、同年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び 13 年 4 月から 14 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年6月まで

② 昭和63年7月から平成元年8月まで

③ 平成2年2月

④ 平成2年4月から5年3月まで

⑤ 平成13年4月から14年2月まで

申立期間においては、失業した時点で国民年金の加入手続を行い、金融機関で保険料を納付したので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、失業した際にその都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を月々金融機関で納付していたと主張しているが、オンライン記録により、昭和61年7月から平成2年4月までの国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成21年12月4日及び22年2月22日に追加されていることが確認できることから、申立期間①から④までは当時、連続して未納期間とされていたものと考えられる上、申立期間⑤については、国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間が散見される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から同年12月まで

私は、昭和59年3月25日にA町役場で転入手続を行った際に国民年金の手続も行った。その後、60年の年明けに同役場から年金の未払いの督促状が自宅に届いたので、未納の10か月分の保険料約8万円を父から借りて同年1月頃、同役場で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和60年1月頃にA町役場で納付したと主張しているが、同役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格取得届出は同年5月13日に行われていたことが確認できることから、申立人が主張する同年1月頃、申立人は国民年金に未加入であり、この時点では、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて約8万円納付したと主張しているが、申立期間の保険料と申立人が納付したとする金額とは乖離している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月に払い出されていることから、その時点では、申立期間に係る保険料は過年度納付する必要があるが、A町役場では、過年度保険料は納付できなかったとしている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを うかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険 料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間 に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 51 年 4 月までの期間、53 年 1 月から 55 年 9 月までの期間及び 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から51年4月まで

② 昭和53年1月から55年9月まで

③ 昭和60年1月から61年3月まで

父母とも、国民年金制度発足時から国民年金保険料を納付しており、地区の区長が、国民健康保険税、国民年金保険料及び水道料をまとめて集金していた。私の国民年金保険料も一緒に父親が納めてくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和53年1月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、55年12月以降に払い出されていると推認できることから、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人は、申立人の父親が昭和50年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、納付した保険料の金額や納付時期等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②の直後の期間である昭和55年10月分から同年12月分までの保険料を57年12月15日に過年度納付していることが確認でき、申立人は、その時点で国民年金保険料が未納であった期間について、過年度納付が可能な時期まで遡って納付したものと考えられる。

申立期間③については、昭和60年1月9日付けの資格喪失の処理が行われており、申立人が所持する年金手帳にも、被保険者でなくなった日として60年1月9日、その後被保険者となった日として61年4月1日と記載されており、申立期間③については、国民年金未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、市町村が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで 申立期間について、母親が町内の係の人に国民年金保険料を納付してい たはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間について、A市で町内の係に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当該期間において、A市に住民登録していたことは確認できず、当該期間以前にA市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得日調査により、昭和51年1月頃に払い出されていたと推認され、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったことから保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

熊本厚生年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年6月1日まで

昭和28年4月からA社(現在は、B社)に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人よりも1年早くA社に入社した同僚の証言から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成13年4月にB社と合併し解散しており、関連資料が確認できない上、複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚は、入社から数年後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況が見受けられるなど、申立期間当時、当該事業所は従業員の全員を入社と同時期に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和29年6月1日に資格取得していることが確認でき、その他に申立人の記録は確認できず、同名簿の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年3月1日まで

② 昭和45年10月1日から46年10月1日まで

③ 昭和63年4月1日から平成6年10月1日まで

私のA事業所に係る申立期間の標準報酬月額の記録は、私の給与と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管しておらず、A事業所は、申立期間当時の給与台帳等の資料は無く、申立人の総支給額及び厚生年金保険料の控除額は不明であると回答している上、申立人が名前を挙げた同僚等からは、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況等に係る証言を得られないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月5日から36年5月31日まで

② 昭和36年10月1日から37年2月21日まで

年金記録によると、昭和37年6月に、脱退手当金を受給したことになっているが、請求や受給した覚えは無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。